

2009年3月16日  
郵便事業株式会社

ゆうパックの残留事故に対する総務省からの命令について

郵便事業株式会社においては、昨年11月27日（木）に鉄道コンテナ便の残留事故が発覚し、総務省及び国土交通省に対し、当該事故発生に関する報告書を12月12日（金）及び平成21年1月26日（月）に提出しております。また、これに関連し、総務省からは12月15日（月）に業務運行全般の見直しによる適正な業務運行体制の確立を内容とする監督上の命令を、国土交通省からは12月26日（金）に事業改善命令を受けています。

今回、3月6日（金）、沖縄で船舶便に搭載したゆうパック50個が那覇港泊埠頭で2日間残留する事故が再度発生し、3月11日（水）に報道発表を行いました。

この度発生しました残留事故により、お客さまにご迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

これまでの一連の残留事故の発生を受け、本日、総務省から、郵便事業株式会社法の規定に基づき、昨年12月に発出した監督上の命令の内容の再徹底を図ること等を内容とした命令を受けました。

郵便事業株式会社といたしましては、総務省からの命令を厳粛に受け止め、適正な業務運行体制の確立・定着を図り、全社を挙げてお客さまの信頼回復に最善の努力をいたします。

以上